

デンマーク絶対王制中期の社会政策に関する基礎研究 (1)

－フレデリック 4 世治世 (1699-1730 年) を中心に－ (上)

佐保吉一

Fundamental Study on the Danish Absolute Monarchy in the Period of Intermediate Term (1)

-Focused on Frederik IV's Social Policies (Former Part)-

SAHO Yoshikazu

Abstract

The aim of this paper is to examine the absolute policies of the Danish King Fredrik IV (king: 1699-1730).

The hereditary monarchy was established in Denmark in October in 1660 and surprising enough, a few months later the absolute monarchy was peacefully introduced in January 1661, by the King Frederik III (king:1648-1670). And ever since the new government has endeavored to establish this new form of the government, “Enevælden”, absolute monarchy. A series of the measures were taken to strengthen the system; Royal Law (1665), new nobility system (1671), Danish Law (1683), land registration and new taxation system (1688) etc. The Danish absolute monarchy was consolidated basically during the era of the Christian V.

And his son, Frederik IV was an irresponsible (philandering) and serious man at the same time. He committed bigamy twice. But as a head of a state he had a strong sense of being an absolute king and he worked hard till late at night. As soon as he ascended the throne, he tried to remove influence of the former ministers and establish his own decision making absolute monarchy.

After the short war with Sweden in 1700, Denmark experienced the peaceful time until 1709, (when the King decided to enter war with Sweden). King Frederik IV implemented policies of rather essential kind. He issued the decree on the establishment of peasant militia (Landmilitsen) in 1701. And in 1702 he freed the peasantry on the eastern islands of Denmark from serfdom (Vornedskab). These two policies had affected the peasantry, which constitute the majority of the society at that time. The new Poor Law was introduced in 1708 and this was aimed to

establish the solid society under the absolute monarchy.

In this paper, policies between 1699 and 1709 were examined and from the policies, we can notice the strong will of the King Frederik IV, who was to lead his own style of the absolute monarchy, called king-centered “personal absolute monarchy”.

0. はじめに —デンマークの王制—

現在、デンマークの元首はマルグレーテ2世女王（1940～ ）で、1953年憲法により女性への継承権が認められた後、1972年に父王フレデリック9世（在位：1947-72）の死去を受けて即位した¹。このようにデンマークは現代までも王制が続くヨーロッパの中でも古い王家の一つであり、歴史的には封建王制、絶対王制、立憲王制と発展してきた。封建時代の王制下、当初国王は封建諸侯が選挙で選出していた（選挙王制）が、ヴァルデマー1世時代（在位1157-87）に王権が一時的に強化され、世襲王制が成立した。しかし、その後王権の拡大に貴族や聖職者（教会）が共に対抗し、ついに国王エリック5世（在位：1259-86）の時代の1282年には、英国のマグナカルタに相当する貴族の諸権利を大幅に認める「即位憲章 *håndfæstning*」に署名することを余儀なくされた²。これを機に貴族の政治的影響力が増し、14世紀前半には再度選挙王制に戻る。以後デンマークでは即位憲章に記載されている貴族特権をもとに、実質的に国王と貴族が互いに牽制・対立しながらも権力を二分する状態が続く³。その権力バランスを崩壊させたのが1660年の世襲王制成立とそれに続く絶対王制導入（1661年）であった。1665年には国王法が制定され、国王の絶対的な権利が明文化されると共に王位継承方法が定められた。さらに1683年にはデンマーク法が公布され、絶対王制下における新しい社会のあり方が規定された。これらにより王権に対抗する貴族の勢力は完全に力が削がれてしまう。そしてこの絶対王制は国王フレデリック7世（在位：1848-63年）が国民の自由主義憲法制定の要求を受け入れた1848年まで約200年間続いたのである。さらに、1849年には自由主義憲法が制定され、現在の立憲王制へとつながる。

また、上にみたデンマーク絶対王制は、筆者のこれまでの研究で以下の特徴を持つことが明らかになっている。

- ①デンマークにおける王権が強化された絶対王制時代は、歴史的にみると実は無血の内に実現した宗教改革の延長線上にあること。
- ②絶対王制は世襲王制が成立した数ヶ月後に諸身分より提供された形で平和的に導入されていること。
- ③絶対王制が「国王法」という法律で規定されていること。
- ④絶対王制はデンマーク国王フレデリック4世（在位：1699-1730）が1699年に即位した際にはすでに確立していたこと。

加えてこれまでの個人的な研究蓄積により、以下のことが分かってきている。

- ⑤デンマークは歴史的に見ると、暴力革命ではなく流血をみない静かな大変革（例えば宗

教改革、絶対王制の導入、絶対王制の終焉等)によって社会づくりを行なってきたこと。

⑥絶対主義時代(1661-1848年)は、現代に至るまで影響を及ぼしている事柄が数多く生起していること{例えば、酪農大国の基礎を築いた土地緊縛制廃止(1788年)を始めとする農業改革、世界に先駆けた奴隷貿易廃止(1793年)、世界でも早い時期に導入された初等義務教育制(1814年)}。

本稿ではこのような特徴を持つデンマーク絶対王制の中期に焦点を当てて、各国王(本稿ではフレデリック4世)がどのような社会政策や絶対主義統治を行なったのかを明らかにしたい。

1. デンマーク絶対王制

それでは上記のような特徴をもつデンマーク絶対王制がどのように成立したのかを簡単に確認しておきたい⁴。

1-1 成立過程

直接的な契機は長年の宿敵スウェーデンとの戦争(第1次カール・グスタヴ戦争(1657-58)・第2次カール・グスタヴ戦争(1658-60))であった。第1次カール・グスタヴ戦争ではスウェーデン軍の氷上進軍を全く予想せず、首都コペンハーゲンまで僅か30キロメートルの間近に迫ったスウェーデン軍に休戦を乞うことに至った。その休戦条約は当然デンマークにとっては全く不利な内容で、スウェーデン南部のスコネ地方、ゴットランド島、ボンホルム島の割譲、そしてスウェーデン軍のデンマーク国内駐留を認めるものであった。そしてスウェーデン国王カール10世は1658年秋にデンマークの息の根を止めるべく、突然攻撃を開始し、首都コペンハーゲンを包囲した。国王フレデリック3世はノルウェーに避難する選択肢を捨てて、コペンハーゲン市民と共に「根城にて果てん」という悲壮の覚悟で首都防衛にあたった。オランダからの補給もあり、デンマークはカール10世軍の猛攻をかわし根強い抵抗を続けた。結局カール10世がルンドで突如死去したため、講和が急がれて、第2次カール・グスタヴ戦争は終結を見た。戦場となったデンマーク本土は経済的にも社会的にも大きな痛手を被り、そこからの復興が緊急の課題となった。そのために、9月に首都で身分制議会が召集されることになった。今回の議会には約200名の諸身分の代表者が出席したが、人口の大半を占める農民の代表の姿は無かった。歳入を確保するために新税の導入が提案され、特権身分の貴族と非特権身分の聖職者及び市民との対立が表面化する中、10月初旬に突如市民側から、政体の変更問題、すなわち選挙王制から世襲王制への移行提案が持ち上がってきた。世襲王制に変更されると、これまで王権を制限し貴族に有利な特権を保障してきた即位憲章に拘束されることなく王権が次代に継承されるため、貴族達の政治的影響力は極めて低下することになる。これはクリスチャン2世以来の王権側の悲願で、国王側の望むところでもあった。10月8日、非特権身分はこの世襲王制導入提案を、有力貴族で構成される国王との共同統治機構である王国顧問会議に送付した。しかし、その返答が煮え切らないものであったため、2日後今度は直接国王に面会を求めて、自分たち市民側の意向を伝えるとともに、国王の返答を求めた。国王フレデリック3世はその

場での即答を避けて、翌日の回答を約束した。これはつまり、世襲王制の導入の判断が最終的に国王に委ねられたことを意味している。

一方でこの10月10日夜、貴族達がこの重大さを認識せざるを得ない出来事がもう既に起こっていた。首都コペンハーゲンの市壁や市内の監視員数が倍に増やされた上に、翌11日朝には市門が閉じられ、全船舶の運航が禁止された。これで実質上貴族達は、首都に幽閉された格好になったのである。また、コペンハーゲンの市民警備隊も合図の鐘がなれば、臨戦態勢を取るようになっていた。

さらに各連隊の高級将校に対しても、不穏な動きが見られた場合には、軍事行動を行なうよう命令が出されていた。この軍隊への指令からは、緊迫した状況を受けて、今や国王が貴族に対して、王権を執行しようとする強い姿勢、すなわち世襲王制導入を受け入れる姿勢が見受けられるのである。

その後、国王と王国顧問会議との間で頻繁な交渉が行なわれた結果、最終的に王国顧問会議は王国の不分割および諸身分の特権保障を条件として、世襲王制への移行に同意した。これが、デンマーク史においては「政変 statsomvæltning」と呼ばれる出来事である。政体変更という歴史における重大事件が、このように流血を見ずに平和裡のうちに行われ得たことは、デンマーク史においては特別なことではなく、1848年のいわゆる絶対王制崩壊も同様な形で流血を見ることなく実現している⁵。

いまや世襲王制導入は決定されたが、統治体制の根本である憲章については白紙状態であった。そこで憲章制定委員会が国王によって設置され、10月14日より討議が始まった。委員会で最も大きな問題となったのが、現行即位憲章の扱いであった。貴族たちは当然自分たちの既得特権が記された現行即位憲章の存続を主張したが、貴族の特権に不満を抱いていた非特権身分は即位憲章を破棄して新しい協定 *Reces* の制定を求めた。両者の間で激しい議論が交わされたが、結論は出ず、結局その取り扱いは国王に一任することになった。それに伴い、現行の即位憲章は協定の制定を条件に、一旦国王に返還されることになった。

そこで各身分は10月16日、委員会決定に基づき、現行即位憲章の破棄に関する文書に署名を行なった。そして同文書は翌日国王に手渡されたのであった。これはデンマーク史における歴史的な重大事件であり、まさにこの時点で13世紀以来様々な形で王権を制約してきたものが消滅したのであった。換言すると王権が強化されることになったのである。しかし、これはまだ国王が絶対的な権力を掌握したことを意味したのではなかった。なぜなら、この時点でまだ王国顧問会議が存在し、さらには身分制議会も存在したからである。

10月18日には、政体変更を正式に内外に披露する儀式である宣誓式 *Arvehyldingen* がコペンハーゲンの王宮広場で挙行された。世襲王制に移行した国王の前に、各身分代表が一人一人面前で跪き、忠誠の宣誓を行なった。なお、この日になってようやく、閉じられたままになっていたコペンハーゲン市の門が開けられ、貴族達の拘束状態も解かれたのであった。このように諸身分からの忠誠も得て、デンマークでは正式に世襲王制が成立したが、依然これといった明確な方向性は定まっていなかった。

この数日後、有力貴族で構成される王国顧問会議が廃止され、11月15日には再度、世襲王

に対する宣誓式を挙げるために身分制会議が召集された。今回の議会召集は 10 月の宣誓式に参加することが出来なかった者のために行われたもので、これ以降従来の身分制議会が開催されることはなかった。そして 1660 年の年末までに財務省、国務省、官房、陸軍省、といった中央官庁が次々に創設され、国王を中心とする新体制の基盤が整えられていった。なお、1660 年末の時点で世襲王制導入の条件であった「協定」については、国王側からは何の回答もなされなかった。

そして年が明け、1661 年 1 月 10 日付けで、それまで国王に一任されていた新政府の協定たる文書がようやく公布された。デンマーク史では通常「絶対世襲政府文書 Enevolds-Arveregeringsakten」と呼ばれているこの文書は、国家基本法の大筋を示したり各身分の特権について言及しているのではないかと、という人々の期待とは裏腹に、「・・・当王国の諸身分は自身の自由意思とよき配慮により、国王フレデリック 3 世に対してデンマーク・ノルウェー王国の相続権、並びに（中略）絶対的政治体制 **absolute Regering** を提供した⁶」と一転、絶対王制の導入を明示したものであった。この絶対世襲政府文書の他の要点は王国の分割禁止、そして長子による王位継承であり、国民の権利についての規定は皆無で、義務だけが様々に規定されていた。

1661 年 1 月 10 日付けの上記文書の本質は、諸身分による無条件な絶対王権の提供であった。この意味でデンマークの絶対王制は一種の社会契約的なものであるといえる。この絶対王制の導入に関しては前年の身分制議会でも話題に上ったり、協議された形跡はなく、今回にわかには盛り込まれたものであった。さらに、その導入の詳細な経緯についても現存する史料が不足しているために不明である。いずれにせよたいした議論も無しにこの絶対王制という政治体制があっけなくデンマークにもたらされたことだけは明白である。

まず、顧問会議のメンバーが署名した後、この絶対世襲政府文書は承認の署名を得るために全国の諸身分の代表のもとへ回覧された。その意外な内容にもかかわらず、「誰も反対しないし、自分の意見も表明しない」とオーストリアの外交官ゴェス Goes が伝えたように表立った不満は出てこなかった⁸。最終的に聖職者 983 名、市民 381 名、貴族 183 名がこの文書に署名している。なかでも貴族については全員の署名が集まったわけではなく、欠けているものもあるが、それはその貴族達が文書の内容に抗議して署名を拒否したのか、あるいは文書自体が回ってこなかったのか、定かではない。以上のようにデンマークでは短期間に世襲王制だけでなく絶対王制までが成立したのであった。

そして諸身分が、特に貴族身分が待ちかねていた世襲王制導入の見返りである特権保障の具体的内容が 1661 年 6 月 24 日に公表された。カール・グスタヴ戦争以来、国王を支えてきたコペンハーゲン市民は、ピストロプ領地を獲得するなど満足すべき特権を得、他の市民や聖職者も一定の特権を獲得した。しかし、貴族層にとっては到底満足のできない厳しい内容のものが示されていた。

以上見てきたように、デンマークにおける世襲王制とそれに続く絶対王制の成立は、経済的実力をつけてきた市民身分、とりわけコペンハーゲン市民にとって喜ばしいものであったが、逆にデンマーク貴族にとっては特権が著しく制限されるなど散々なものであったといえる。そ

して特徴的なことは、他の西欧諸国のように王権神授説等に基づいて国王が恣意的に導入したのではなく、絶対世襲政府文書でもみられたように、諸身分から国王に無条件に提供された形式を取っていることである⁹。

1-2 絶対王制の確立

デンマークではスウェーデンとの戦争後、世襲王制が成立し、その数ヶ月後に絶対王制が導入された。世襲王制成立以前は、デンマーク政治史上「貴族政 *adelsvælden*(1536-1660年)」と呼ばれる選挙王制時代が続き、有力貴族で構成される王国顧問会議 *rigsråd* と国王が共同統治を行っていた。この共同統治は一方でいわゆる権力の分散化状態を招来していたため、新しく誕生した絶対王制政権は、国王を頂点とした中央集権の統治組織を早急に作り上げる必要があった。そこで、フレデリック 3 世(在位: 1648-1670) は約 10 年の間に行政機構改革、財政改革、身分制改革、国の基本法制定(例えば「国王法」)等、を矢継ぎ早に実施した。フレデリック 3 世の死後、王位を継承したクリスチャン 5 世は、スコーネ戦争を間に挟みながら戦前では、伯爵位・男爵位の創設(新貴族制の導入)、位階制導入、ダンネブロー勲章創設の政策を行ない、貴族政時代に権力を有した旧貴族を新体制から排除した。戦後は、それまで地方毎に異なる法律、例えばユトランド地方ではユトランド法が適用されていたが、「デンマーク法」という全国法を制定して、絶対王制下の社会の規範を定めた。さらに各地方で異なっていた度量衡も全国一律に統一し、それをもとに 1688 年には土地登録制度を導入して、絶対王制の財政的基盤となる税収を確保した。また絶対王制に必要な国軍に関しても、民兵徴集制の再導入が検討された。

このように、デンマークにとって新しい政治体制である「絶対王制」は、フレデリック 3 世およびクリスチャン 5 世によって基礎が固められたのである。

2. デンマーク絶対王制中期という時代

2-1 絶対王制の時代区分と時代的特徴

次に絶対王制全体を 3 期に分けて概観し、その後絶対王制中期という時代について考えたい。デンマーク絶対王制は、初期(確立期: 1661-1699年)、中期(1699-1766年)、後期(1766-1848年)と 3 つの時期に分けることが出来る。初期は、絶対王制を導入したフレデリック 3 世そして土台を築いたクリスチャン 5 世の時代である。現代との繋がりで見ると、この時代に創設された象勲章、ダンネブロー勲章の制度はそのまま残っている。また 1683 年に制定された『デンマーク法』の一部の規定は現行法でも効力を有している¹⁰。

続く中期は、フレデリック 4 世(在位: 1699-1730)、クリスチャン 6 世(在位: 1730-46)、フレデリック 5 世(在位: 1746-66) が統治を行なった時代である。後に詳述するが大北方戦争を経験してその影響を強く受けるが、その後は平和が保たれ、商業が発展した時代で、国王の統治に関して様々な形態が登場した時代でもあった。

さらに後期はクリスチャン 7 世(在位: 1766-1808)、フレデリック 6 世(在位: 1808-39)、

クリスチャン 8 世(在位：1839-48)が在位をした時代¹¹、フランス革命やナポレオンの登場など、国際関係が複雑化する中でデンマーク絶対王制は激動の時代を経験する。18 世紀末まで中立を守って利益を享受してきたデンマークは、フレデリック 6 世が政策判断を誤ってナポレオン側に付いたため、結果的に敗戦を喫し、長年の同君連合国ノルウェーをスウェーデンに割譲することになった。その後経済的困難を経験する中、政治的には自由主義運動が高まり、身分制地方議会が約 175 年ぶりに開催されたりしている。文化的には「黄金時代」と呼ばれる時代を迎え、童話作家アンデルセンなどが活躍した。また義務教育制度が導入され、チボリ公園の開園、国民高等学校の創設、ビール会社カールスベアの創業も行われている。

そして、このクリスチャン 8 世の死後、自由主義憲法制定の要求が高まる中、わずか 2 ヶ月もしないうちに、デンマークの絶対王制は約 190 年間の幕を閉じたのである。それも一滴の血も見ず平和裡にである。

2-2 絶対王制中期という時代

上にみた約 190 年間続いた絶対王制のなかで、中期(1699-1766)とはどのような時代であったのであろうか。先に概観しておきたい。大局的にみると、大北方戦争(1700、1709-20)を経験した後、東の間の平和が訪れた時代であった。1740 年代以降は外交的に中立政策をとり、商業繁栄の時代を迎えた。植民地貿易も盛んに行われ、西インドからは砂糖が、アジアからは絹、茶、香辛料がもたらされ、商都コペンハーゲンは大いに栄えた。

思想的には前半は真の信仰の復興を目指した敬虔主義に彩られ、後半は宗教的束縛を離れた知性を優先する啓蒙主義がデンマークにも影響し始めた時代であった。これらの思想はその時代の社会政策にも大きな影響を与えることになった。

まず統治面で見ると、フレデリック 4 世そして次のクリスチャン 6 世の時代は、国王が行政における主導権を握ろうとした、国王主導の絶対主義時代であった。その次に王位を継承したフレデリック 5 世は、政治よりも遊興に目覚め、特に妃を失った後には政務への興味を全く失った。そこで力を発揮したのが、ドイツ系官僚であり、彼らが統治を担い、官僚絶対主義時代と呼ばれる時代が幕を開ける。

経済面では、大北方戦争後に景気が低迷し主産業の農業も穀物価格が下落を続けるという、農業危機に直面した。その危機を打開するために 1733 年には土地緊縛制 *Stavnbsbåndet* が導入されている。その一方で、中立という立場を取って重商主義を推進し、貿易会社のアジア会社を設立したり、カリブ海の肥沃な島である聖クロイース *St. Croix* 島を購入している。またデンマーク初の民間銀行であるクラント銀行もこの時期に設立されている。1701-1709 年、1720-1766 年はデンマークが直接戦争にかかわらない時代で、デンマーク史では商業繁栄時代 *Den florissante handelsperiode* と呼ばれている。

社会面で見ると、人口の約 8 割を占める農民に対する数多くの政策が実施されている。特に農業を支える若年農民男子を農地に固定して、安価な農業労働力を得ると同時に民兵としての軍事力確保が目指された。また特筆に値するのは 1708 年に絶対王制下の社会政策として救貧法が公布されたことである。

文化面でみると絶対王制中期は大きな発展がみられた時代であった。まず、北欧のモリエールとも称される喜劇作家ホルベア L. Holberg が活躍し、多くの作品を残している。また首都には中斷を挟んで劇場も開場し、人々へ娯楽を提供した。宗教面ではグリーンランドに宣教使を派遣したり、現在にまで残る儀式である堅信式も導入されている。さらに宗教教育を推進するために、王立学校が設置されたり、学校条令も公布されたりして、学校教育の面で大きな進展がみられた¹²。クリスチャン 6 世時代には王立科学協会、次のフレデリック 5 世時代には王立芸術アカデミーといった学術組織が誕生し、アラビア方面に学術探検隊が派遣されてもいる。時代の後半には先述の啓蒙思想がデンマークにも紹介され、その影響で例えばドイツ系官僚 J.H.E.ベアンストーフのように自己所有地で独自の改革を試行する動きも出てきている。

3. フレデリック 4 世の治世 (1699-1709)

それでは本稿で取り上げるフレデリック 4 世についてみていきたい。後にフレデリック 4 世となるフレデリックは 1676 年 10 月 11 日に父王クリスチャン 5 世と王妃シャーロッテ・アマリエの長男として誕生した。1660 年に世襲王制、1661 年に絶対王制が導入されたため、誕生した時から絶対王になることが運命づけられた最初の王である。それにもかかわらず、クリスチャン 5 世は長男に帝王学を学ばせる気は無く、それを受けた宮廷長官 Mikkel Vibe の方針で、幼少時より将来の国王が受けるべき教育を十分に受けなかったため、綴りも頻繁に間違っていたという¹³。後にフレデリック 4 世は自ら勉強不足なことは自覚しており、悔いてもいる¹⁴。このフレデリック 4 世と比較されるのが、従弟であるスウェーデン国王カール 12 世である¹⁵。カール 12 世は父王カール 11 世の方針で幼少より将来の国王たるに十分な教育を受けていた上に、身体能力も優れたものがあつた。

王太子であるフレデリックの日常教育はドイツ人カシウス Cassius の手に任されており、フレデリックは当時の宮廷や政府がそうであったようにドイツ語、ドイツ的な影響を受けている。もちろんデンマーク語も学んだが、ドイツ語が中心で、後には苦労してイタリア語やフランス語を自ら学んで外遊の際に役立てている。1692-93 年にかけては、当時の王侯貴族子弟のなかで見られた見聞を広め、経験を積むための旅行 *dannelsen rejse* に出た。主な行き先はイタリア、フランス、オランダであり、次期デンマーク国王のお披露目的な要素もあつた。旅行中、もちろん見聞を広めたがフレデリックは芸術や学術に関する関心を高めたわけではなかった¹⁶。その後、ルター主義を信奉する相手との結婚を目指して婚活を行ない、最終的にはメクレンブルグのルイセ Louise af Mecklenburg-Güstrow と 1695 年に結婚した。世継ぎであるクリスチャン (後のクリスチャン 6 世) は 1699 年に誕生している。

3-1 大北方戦争への参戦とその後の社会改革 (1699-1709 年)

3-1-1 王位継承と行政改革

クリスチャン 5 世は 1699 年 8 月 25 日、コペンハーゲン城で、以前鹿狩りの際に負った傷が原因で死去した。この直後に王太子フレデリックは王位を継承するのだが、先述のように準備

は殆どなされていなかった。クリスチャン 5 世が亡くなる直前に枢密院 *Geheime konseilet* の会合に参加することが許されたほどであった。実際には王位を継承してから現実に直面して対処することになったが、前王は遺言的な助言を残しており、大概はそれに従ったが、ただ一点受けられなかったことがある。それは父王時代の大臣をそのまま起用することであった。この行政に関する人事については、矢継ぎ早に改革を行なっている¹⁷。例えば、統治を開始した翌日、宰相的な役割を果たす官房長官 *storkansler* にコンラッド・レーヴェントロウ *Conrad Reventlow* を任命している。彼は実質的には 1686 年以来デンマーク官房 *Danske Kancelli* とドイツ官房 *Tyske Kancelli*、両方のリーダーであった人物であり、妥当な人事だといえる。そして幼年時代の友人であるヴィーベ *Ditlev Wibe* を父王からの信頼が厚いモット *Matthias Moth* と交代させ、主要省庁のデンマーク官房の長官に据えた。同様に陸軍省の長官をハーボエ *Jens Harboe* からフォン・レント *Christian v. Lente* に替えている。同じく主要省庁である財務省 *Rentekammer* には 1700 年早々に合議制 *kollegial administration* を導入し、自分に近い 3 人の副長官を置いた。そして父王時代から財務大臣として独占的に実力を発揮してきたフォン・プレッセン *Christian Siegfried von Plessen* を罷免した。これによって国王はこれまでとは異なり財務に関する影響力を獲得したのである。このように新しく王位を継承した国王は、統治開始早々から国王の決定権を増大させるような行政改革を断行したのであった。

3-1-2 大北方戦争への参戦と講和条約

ホルシュタインのゴットロープ *Gottorp* 公爵家は、領地をユトランド半島南部のデンマーク公爵領スレースヴィとドイツ公爵領ホルシュタインの両方に有していた上に、デンマーク王家そしてスウェーデン王家とも血縁関係にあった。そのゴットロープ家は当時デンマークの宿敵であるスウェーデンとの関係を深めており、公爵領における完全な統治権を欲するデンマークにとっては目障りな相手であった。さらにゴットロープ家では 1699 年にはスウェーデンからの軍隊を受け入れて、デンマークを意識した要塞建設を開始するなど、意図的挑発とも取れる行動を行っていた。そのような状況の中でフレデリック 4 世は、父王の代からの外交政策を引き継いで、ホルシュタインのゴットロープ家とスウェーデンとの関係を断ち切りたいと考えていた。

1700 年 3 月、フレデリック 4 世は前年から駐留するスウェーデン軍がゴットロープから出て行くことを要求したが、それが拒絶されたため、デンマーク軍はスレースヴィのゴットロープ家領を侵略した。これを知ったスウェーデン国王カール 12 世はオランダ等から援助を得て、8 月にシェラン島北部の、首都コペンハーゲンから僅か 35 キロメートルに位置するフムレベック *Humblebæk* に上陸した。この時デンマーク軍の大半はホルシュタインに集結しており、カール 12 世率いるスウェーデン軍と戦う余裕は全く無かった。ヨーロッパ諸国は究極的には、スウェーデンがエーラスン海峡の両側を支配することを望まないこともありその後押しで、デンマークは講和を急ぎ、8 月 18 日にはホルシュタインのトラヴェンタール *Traventhal* で講和条約を結んだ。その条件は、①カール 12 世はシェラン島から去ること、②デンマークはホルシュタイン=ゴットロープ家の独立性を認めること、③デンマークが 26 万リースダーラの賠償金をホルシュタイン=ゴットロープ家に支払うこと、であった。

講和内容からも、一番の勝者はホルシュタイン＝ゴットロープ家だということになる。一方スウェーデン国王カール 12 世は転戦のため、ロシア方面に向かい、後にナルヴァで大きな勝利を得た。僅か 1 万の兵で、約 3 万のロシア軍を破ったため、カール 12 世の軍功と名声はヨーロッパ中に轟き、もちろんそのことは親戚であるフレデリック 4 世の耳にも届いていた。

この外交的敗北は、国王に就任早々とはいえ、フレデリック 4 世には堪えた。今後を見据えて新たな改革が模索される。伝統的にデンマークの軍力は傭兵が主体であったため、絶対王制時代に相応しい新たな軍隊を創出する必要に迫られるのである。

3-1-3 民兵徴集制導入

1397 年に成立したカルマル連合からスウェーデンが 1523 年に独立して離脱して以来、デンマークはバルト海の覇権を巡ってスウェーデンと争ってきた。そのデンマークは当時のヨーロッパの中では軍事国家と目されていた。デンマークは常にスウェーデンとその軍力を意識し、フレデリック 3 世とクリスチャン 5 世の時代、すなわち絶対王制前期には特に新しい政治体制（世襲王制かつ絶対王制）のもと軍事国家化が目指された¹⁸。スコーネ戦争（1675-79 年）の後には、逆に防衛同盟が結ばれたり、クリスチャン 5 世の妹のウルリカ・エレオノーラがスウェーデン国王カール 11 世に嫁ぐなど、両国間に暫し平和な時期が訪れた。しかし、スウェーデンでカール 12 世がわずか 15 歳という若年で即位したのを機に、バルト海におけるスウェーデンの強大化を好ましく思わず、戦争の機会を窺っていたロシアやポーランドとデンマークは利害が一致し同盟を結ぶことになった。そして、大北方戦争¹⁹と呼ばれる戦争が、ポーランド＝ザクセン王のアウグスト 2 世がリヴォニアのリガを攻撃して始まったのである。

その後、先述のようにデンマークのフレデリック 4 世が 1700 年 3 月にスレースヴィのゴットロープ家領を攻撃したことが契機となり、8 月にスウェーデン国王カール 12 世のシェラン島上陸をうけ、デンマークにとって不利な講和を余儀なくされたため、新たな形の軍力増強が必要となった。その時に民兵制といういわば、ドイツのカントン制、スウェーデンのインディールニング制²⁰の中間のような形が組上に載せられた。民兵制が考えられたのは、常備兵を擁するよりも安価で、傭兵よりも国家に対する忠誠心が期待できたからである。また常備兵を増強すると周辺諸国との軍事的緊張が増すことも危惧されたからである。さらにフレデリック自身、そしてヨーロッパはナルヴァの戦い（1700 年 11 月 20 日）で見せたカール 12 世の実力に驚愕した。わずか 1 万の兵で兵員約 3 倍のロシアに戦いを挑んで勝利したからである。

これらのことを背景に、1701 年の年明け早々、フレデリック 4 世は勅令によって民兵徴集制 Landmilitisen を導入した（1701 年 2 月 22 日勅令 Forordning om Land-Militiens Indrettelse udi Danmark 22. Februar 1701）。

主な内容は以下の通りであった²¹。

- ① 20 tdr.htk. (1 tdr.htk.=0.55 ha)の広さの農地ごとに新兵徴募区 lægd を設け、カール Karl (作男)²²、小屋住み農民、最下層民 Inderste の中から、地主 (=領主) は 1 人の兵役適格者を兵役名簿に記載する (第 1 条、2 条)。
- ② 兵役期間は 6 年間で、兵役終了後は移動の自由を認める証明書の発行を受け、以後の兵

役から免除される（第 8 条）。

- ③兵役名簿に記載されている限り、その者は自分が登録された新兵徴募区または同じ教区に留まり農業に従事する（第 9 条）。
- ④兵役義務からの逃亡については、一度目は再度名簿に登録されたうえで、兵役期間を 3 年間延長する、2 度目の場合は罰としてガントレット²³を 3 回課され、逃亡が 3 度目に及ぶときは絞首刑あるいはブレマーホルムの刑務所で鉄の鎖に繋がれる終身刑に処される（第 10 条）。
- ⑤教練は日曜日の教会礼拝後に実施され、夏は 2 時間、冬は 1 時間実施される（第 14 条）
- ⑥教練に際して、予定された時刻に予定された場所に現れない場合や不服従な者は懲罰器具の木馬に乗せられる（第 16 条）。

当時のデンマークには、小作農地が合計 350,000 tdr.htk.あり、徴兵可能な人数は 15,800 人であった。そのうち、13,600 人が歩兵に、2200 人が騎兵に割り当てられることになっていた。また割会的にはおよそ小作農地 4 カ所から一人の兵役登録者を出すという具合であった。地主が自己所有地から最適なるを一人選んで供出し、多数いる場合は抽選で選んだ。

兵役中の具体的な教練としては、教会の礼拝後に定められた教練場に集合し、季節によって異なるが 1~2 時間の武器の使用方法、隊列形成、行進等を主内容とする軍事教練が行われた。農民男子にとっては唯一の休みの日を教練に費やすことになった上に、軍人による手荒い教育方法に不満を抱く者も多かった²⁴。さらに教練場に設置されている懲罰器具も威圧感を持たせた。平常の教練以外に 2 月、6 月、7 月、9 月にはより大きな軍隊の単位である中隊での訓練が行われ、年に一度は連隊での訓練（約 3 週間）も実施された。なお、教練のための武器は教会の武器庫に保管され、教練用の軍服は個人に管理が任されていた。

デンマークで民兵徴集制が導入された後、スペイン継承戦争が 1701 年 7 月に始まった。ヨーロッパ中央での戦争ということで、デンマークに直接の関係はなかったが、同盟を結んでいた神聖ローマ皇帝に当時 2 万人いた常備軍のうち 12,000 人の兵を貸し出し、オランダ等の海洋勢力にも 6000 人を貸し出した。そうすることによって自国の兵を実践で鍛えることも出来た上に、貸出料も見込めたため、デンマークにとっては都合のよい話であった。

なお、民兵徴集制による強制的な徴兵には不満が多く、また徴兵権を有する地主は、農村社会において、徴兵権を盾にした支配力を増強させることになった。さらに懲罰器具も備えた教練での扱いも手荒いため、民兵になることを嫌って逃亡する若年農民男子も後を絶たなかった。その結果として、後述のように 1730 年には国王クリスチャン 6 世が、不評であった民兵徴集制を廃止するに至る。しかし、その影響で更なる農民男子の移動が誘発され、最終的には農業労働力を固定する動きが出てくる。このように、労働力として農業社会の根幹を支えてきた農民男子は、民兵徴集制によって大きな影響を受けたといえるのである。

3-1-4 隷農制 Vornedskab

隷農制とは 15 世紀末に、ペスト蔓延の結果として農民人口が減った上に、放棄荒廃農地が

増加したため、まず労働力の確保を目的として、土地（農地）に農民、特に若年層を拘束しておく制度である。導入されたのはデンマーク全土ではなく、シェラン法という地方が適用されていた地域、具体的には首都コペンハーゲンのあるシェラン島、ムン **Møn** 島、ロラン **Lolland** 島、ファルスター **Falster** 島という、デンマーク東部であった。導入された土地に緊縛された農民男子は、地主の許可無く出生地から移動することが禁じられた。また、地主は農民男子に土地の状態に関係なく、空いた小作農地を強制的に割り当てることができた（強制小作）。こうして、地主は所有している小作農地に空きが無いように、常に小作農をあてがった。そうすることで小作料を徴集できた上に、自己所有地での賦役負担を強いることができたのであった。なお、この制度の適用は終身であり、女子には適用されなかった。他の西洋諸国の農奴制と異なる点は人格が保障され、売買出来ないことであった。

クリスチャン2世（在位：1513-23年）やクリスチャン4世（在位：1588-1648年）がこの隷農制を廃止しようと試みたが、直接の悪影響を被る貴族領主中心の王国顧問会議の反対を受けて実現しなかった。クリスチャン5世時代にセーステツズ **Hannibal Sehested** が中心になって1682年には隷農制廃止法案まで準備されたが、結局実現には至らなかった。**Møn** 島では1696年に隷農制が廃止されたが、それ以外のデンマーク東部を対象としてフレデリック4世治世下の1701年に、隷農制廃止に関する委員会が設置され（委員は領主と役人からなる）、検討が始まった。委員は行政官と領主より構成され、大半は廃止に賛成で²⁵、答申が提出されて直ぐの1702年1月21日に隷農制廃止勅令が公布されたのであった。

ではこの勅令によって、誰が実際にその移動の自由をすぐに享受できたのだろうか。それはユトランド半島やフン島からシェラン島にきた自由な移動を認められている農民、そして勅令にも示されているように、新国王フレデリック4世が王位を継承した1699年8月25日以降に誕生した、当時2-3歳の子供だけであり、基本的には大半の者が出生農地に拘束されたままであった。そのためか領主達も静かに状況を受け入れて特に反対はなかった。また、前年の1701年に公布された民兵徴集制の規定、具体的には「兵役名簿に記載されている限り、その者は自分が登録された新兵徴募区または同じ教区に留まり農業を行なう(第9条)」により、実質的に農民男子の移動は禁じられていたのである。

デンマークでは1720年の大北方戦争終結後、主に穀物価格の下落による農業危機に見舞われた。これに対処するために地主層は農民に対する賦役労働を一層強化した。前述のように農民にとっては兵役がある上に強化された賦役が加わり、その重負担に耐えきれず逃亡する者も出てきた。彼らは王領地など賦役のより軽い土地、南ユトランド、そして賃金の高い都市や果てはオランダにまで逃亡している²⁶。

この状況を改善するために、1730年には王位を継承したばかりのクリスチャン6世（在位1730-46）は「誤用により国家全体に、そして特に若年男子に大きな耐え難い困難と負担を強い²⁷」という理由で、不評であった民兵徴集制を廃止した（1730年10月30日勅令）。これが実は後に大きな問題を生じることになる。農民を土地に固定する役割をも果たしていた民兵徴集制の廃止勅令がでたことで、逆に農民男子の移動が激しくなったのである。結果的に再度空き小作農地や放棄荒廃農地が増えたため、政府は1731年に減税を行ったうえに、8年間若年

農民層を農地に固定出来る勅令を公布したが、逃亡農民の数は減少しなかった。そこで 1733 年に導入されたのが土地緊縛制である²⁸。これは隷農制と民兵徴集制を合わせたものであり、労働力として貴重な農民男子を出生農地に拘束・固定した上で、民兵として兵役を負わせた制度となっている。

このように 1702 年の隷農制廃止を、1701 年の民兵徴集制導入とも合わせてみると、結果的には全土に導入された 1733 年の土地緊縛制導入と繋がっており、土地緊縛制の本質が農業労働力の固定と民兵徴集制の再導入であることが明確になるのである。

3-1-5 救貧法

貧民対策は中世以来大きな社会問題であった。苦難の人生の結果だとか、キリスト教徒としての務めを果たさなかった罰だとも見なされていた。一方この問題を国家の側から見ると、法と秩序の問題になる。物乞いや浮浪者は社会秩序を乱すため強制的に矯正施設に送られた。

デンマークでは 1536 年に宗教改革が実施され、翌 1537 年にはルターのお墨付きを得た教会規則が制定されている。教会規則では、救貧については教会、特に教区牧師が主導することになっていたが、組織的なものではなく貧民救済は献金等、人々の自由意思に依存していた。絶対王制になってからは、例えばクリスチャン 5 世時代の 1683 年 5 月 5 日の「物乞いに関する勅令 Forordningen om betlere 5. maj 1683」で、貧民を規制しようとしたが、以前の法律同様めざましい結果は生まれなかった²⁹。

そしてフレデリック 4 世の治世下、1708 年 9 月 24 日に救貧勅令（正式名称「コペンハーゲン、都市、農村における物乞い betleri に関する勅令」）が公布された³⁰。これはデンマークにおける公的貧民保護の法的基本となる法律である。この勅令によって、物乞いは禁止されたが、援助するに値する人々 værdig trængende に対する公的扶助が定められた。

勅令に基づく貧民救済の手順は次の通りである。貧民はまず近くの関係機関に出向いて、援助を申請する必要がある。その状況は貧民調査官 fattiginspektør によって、援助をするに値するかを調査・判断される。援助に値すると判断された者は救貧院に入れられたり、市民や農民の家で世話になった。また、貧民となった状況が病気や障害のためではなく自己の過ちだと判断された場合はコペンハーゲンにある救貧院 Pesthus や、地方都市にあるマニユファクチャーに、有益な労働力として送られた（第 8 条³¹）。なお、貧民が死去した際の葬式一式にかかる費用もお金がない場合は免除された（第 21 条³²）。

この法律による新しい救貧政策の経済的裏付けは、原則的には自由意思による寄付であった。全教会と酒場 værtshus は救貧金庫に寄付金を供することが求められ、牧師の監督の下に作成されたリストに基づき、未納者は教会の説教台から氏名を読み上げられた。また全牧師と地方都市の役人は年収の 1%を現金で貧民救済に供することが求められた。自由意思とはいうものの体のいい強制であった。

この勅令公布によってデンマークにおける貧困問題や物乞いが無くなったわけではなかった。設立された施設も不十分な物だった。しかし、この法律は、絶対王制における国家が貧民の問題は社会問題だと認識したことにあった。そして貧民が公的機関によって管理され、援助され

たという意味で画期的である。国家が貧民問題を解決するために貧民救済の枠組みを作り、初めて積極的に関与する姿勢を見せているのである。

さらにこの貧困問題を予防するために、学校を設立し子供達の教育を改善することが必要であるとされたことは特筆に値する³³。

3-2 フレデリック 4 世の統治 (1699-1709)

3-2-1 イタリア旅行

救貧法公布から約 2 ヶ月後の 1708 年 11 月、大北方戦争やスペイン継承戦争が続く国際情勢は平時ではなかったにもかかわらず、フレデリック 4 世は随行員約 80 名を伴ってイタリア旅行に出かける。王妃を伴わなかったため、純粋に楽しみのための非公式の旅行であった。直前まで王妃にも分からないよう秘密裏に準備した大旅行の真の動機は不明だが、それまで文字通り一生懸命公務にあたってきたフレデリック 4 世は、自ら少し楽しみたいという思いがあったことは想像に難くない。またこのベニス訪問が主目的である大旅行が可能になった背景には当時の国際情勢があった。カール 12 世はポーランド＝ザクセン王のオグスト 2 世を 2 度に渡って打ち崩し、その勢いで今度はロシアに向けての遠征を進めていたのである。そのため直ちに西方遠方に位置するデンマークが攻撃を受ける心配がしばらくなかったのである。

この旅行の最中、これまで努力してきた国王主導型絶対主義を一時中断して、政策判断を官僚達に任せることはしなかった。ただ信頼のおける枢密院のメンバーであるクラッベ Otto Krabbe とセーステツ Christian Sehested には、日常の案件は通常の方法 på sædvanlig måde で処理するよう指示していた³⁴。そのため重要事項に関しては全てが一旦停止の待機状態になったのである³⁵。

3-2-2 行政改革

フレデリック 4 世は既述のように、絶対王が行政に及ぼす影響力を強めるための様々な改革を即位以来行なっている。ここでは、1700 年のスウェーデンとの短期間の戦争から後の状況をみておきたい。外交を担当するドイツ官房の長官職にあったフォン・イエッセン Thomas Balthazar von Jessen は外交政策の躓き、すなわち対ゴットーブ政策の失敗の責任をとって罷免され、セーステツ Christian Sehested が長官職に就き、1721 年までデンマーク外交の責任者となる。この時点で、父王時代の有力者は大半が罷免され、国王が内政・外交行政において、最も影響力のあるポストを自分に近い者を据えたことになる。フォン・イエッセンの更迭と同時に、国王は枢密院を個人的に支配することを目指し、改革の次の段階に進んだ。官房が主催した省庁会議を廃止し、枢密院をデンマーク官房、ドイツ官房と共通の行政処理機関としたのである。

国王の改革はそこでは留まらなかった。1703 年に国王は枢密院に対する新しい指示を出し、最終的に枢密院は縮小された上にそれまでの政府顧問機関から、官房の諮問機関に格下げされてしまった。さらに、1706 年には枢密院を政策決定に関与する役割から外し、数人の信頼の置ける高位官僚をメンバーとする個人的な内局 kabinet をつくり、そこでの政策判断を重視する

ようになったのである。こうしてフレデリック 4 世は、自らが全ての重要な案件にかかわることが出来る体制、国王主導型絶対主義 *personlig enevælde* を作り上げたのである。

小括 ーフレデリック 4 世の統治 (1699-1709) ー

フレデリック 4 世の統治に関する結論は次稿に譲るが、ここではフレデリック 4 世治世下初期 (1699-1708 年) における、社会政策を中心とする絶対主義統治の特徴を整理しておきたい。

フレデリック 4 世は上でみたように、王位継承の翌日から行政改革に乗り出し、スウェーデンとの戦争で敗れた後、1701 年に民兵徴集制を導入した。そして翌年には隷農制を廃止している。これらは治世の早い時期に実施され、内容や意義からみても一大プロジェクトであり、どちらも父王クリスチャン 5 世が実施しようとして出来なかった政策でもあった。さらに 1708 年には救貧法を制定し、絶対主義社会における貧民救済を国家が担うことを明確にしている。これも父王が着手しながら、中途半端に終わった政策であった。これらの政策を推し進めることが可能になった背景には、フレデリック 4 世が即位した際に絶対王制がすでに確立期に入っていたことが大きいと思われる。

フレデリック 4 世はさらに行政改革を推進し、中央官庁である官房や財務省の責任者に側近を送り込み、次第に顧問機関である枢密院の影響も削いでいった。最後には気脈を通じた者と内局を形成し、政策を決定していった。この背景には父王時代の反省として、大臣が自分よりも大きな影響力を持つことを恐れたことがある。そのことが国王主導型絶対主義の形成に繋がったと思われる。

結果的にフレデリック 4 世は、自分の手許に行政における全ての案件を集中するようにし、そして全ての決定に自ら関与することに成功した。しかしその反面、業務は山積し、夜遅くまで机上で様々な案件を処理しなければならなくなった。国王主導型絶対主義といえど、結局全ては国王一人の頑張り、すなわち絶対王としての自覚と責任感に裏付けられた驚くべき勤勉さに負っているのである。これはフレデリック 4 世だから可能だったのであり、同時代を生きた劇作家ホルベアもそのことを認めている³⁶。

今回は、大北方戦争中 (1709-1720) と戦後の復興期 (1720-30) における社会政策を扱う。目次は以下の通りである。

4. フレデリック 4 世の治世 (1709-1730)

4-1 大北方戦争への再参戦と結果 (1709-1720 年)

4-2 戦後復興と社会 (1720-1730 年)

4-1-1 教育政策

4-1-2 国王謁見制

4-1-3 宗教政策

4-1-4 コペンハーゲン大火

4-1-5 その他の社会政策

おわりに

(以下、次号に続く)

フレデリック 4 世関連年表

- ・ 1648 年：国王クリスチャン 4 世が死去し、次男のフレデリック 3 世が王位を継承する。
- ・ 1657-60 年：スウェーデンとのカール・グスタヴ戦争（第 1 次：1657-58 年、第 2 次：1658-60 年）。
- ・ 1660 年：身分制議会が召集され、結果的に世襲王制が導入される（10 月）。
- ・ 1661 年：絶対世襲政府文書が公布され、全国で諸身分に回覧される（1 月、絶対王制導入）。
- ・ 1671 年：フレデリック王太子（後のフレデリック 4 世）が誕生する。
- ・ 1691-92 年 フレデリックがイタリアに旅行する。
- ・ 1695 年：フレデリックがメクレンブルクの Louise と結婚する。
- ・ 1699 年：父王クリスチャン 5 世が死去し、フレデリックがフレデリック 4 世として王位を継承する。
- ・ 1700 年：3 月にスウェーデン（ホルシュタイン＝ゴットロープ家）との戦争始まる。4 月に塗油式が挙行される。8 月にスウェーデンと Travental 講和条約を結ぶ。グレゴリオ暦が導入される。スウェーデン国王カール 12 世がナルヴァの戦いでロシアの大軍を破る。国王のもとにある枢密院が各省庁を束ねるとともに、ドイツ官房・デンマーク官房の審議事項を担当することになる。
- ・ 1701 年：民兵徴集制が導入される（1 月）。海軍士官学校の創立が承認される。
- ・ 1702 年：隷農制 Vornedskab が廃止される（2 月）。
- ・ 1703 年：枢密院を政府の顧問から官房の諮問機関に格下げする。フレデリック 4 世は Elisabeth Helena Vieregg と結婚する（重婚）。
- ・ 1704 年：Frederiksborg 城の建築始まる。
- ・ 1706 年：国王はノルウェーを訪問する。カール 12 世がポーランド・ザクセンを屈服させる。政府の政策決定過程において、枢密院よりも数人の高位官僚からなる個人的なキャビネットを重視する。この頃いわゆる、国王主導型絶対主義が成立する。
- ・ 1707 年：カール 12 世がロシア遠征を開始する。
- ・ 1708 年：救貧法が公布される（9 月）。国王が約 9 ヶ月のイタリア訪問に出かける。
- ・ 1709 年：11 月：フレデリック 4 世が旅行から戻るとすぐに、スウェーデンに対して再度宣戦布告する（大北方戦争）。デンマーク軍はスウェーデン南部に進軍する。
- ・ 1710 年：ヘルシンボリの戦いでデンマーク軍はスウェーデン軍に破れ、デンマークに退却する。
- ・ 1711 年：欧州全土でペストが流行する。夏頃コペンハーゲンでペストが流行し、国王は疎開する。
- ・ 1712 年：フレデリック 4 世は Anna Sofie Reventlow と結婚する（重婚）。
- ・ 1716 年：ロシア皇帝ピョートル 1 世がコペンハーゲンを訪問する。
- ・ 1718 年：カール 12 世が暗殺される。
- ・ 1720 年：スウェーデンと講和を結ぶ。平和を象徴する城 Fredensborg 城の建築が始まる。

- ・1721年：王妃 Louise が死去し、Anna Sofie Reventlow が正妻となる。国王所有地の騎士領において240もの学校が設立される。
- ・1723年：後のフレデリック5世が誕生する。フレデリック4世の政治的遺訓が示され、貴族への警戒が記述されている。
- ・1725年：国王謁見制が始まる。
- ・1728年：コペンハーゲンで大火が発生する。
- ・1730年：フレデリック4世が10月12日に死去する。

(註)

- 1 王位交代に関わる特別な儀式はなく、クラウ首相がクリスチャンボー城のバルコニーから、外に向かって「前国王が亡くなられ、マルグレーテが王位に就かれた。女王陛下万歳！」という言葉のみが発せられた。
- 2 その主な内容は、①国王は毎年王国内で少なくとも1ヶ月以上の期間、議会 Danehof を開催しなくてはならない、②正当な理由がない限り貴族は身柄を拘束されない、③国王の旧来からの司法権力を停止する。Cf. Kjersgaard, Erik: Borgerkrig og Kalmarunion 1241-1448, Politikens Danmarkshistorie Bd. 4, København (以下、K. と略), 1986, s. 120.
- 3 特に1536-1660年は、貴族の政治的、経済的影響力が時に王権を凌駕するものがあり、貴族政 adelsvælden と呼ばれる。
- 4 詳細は拙稿『デンマーク絶対王制の成立』『関学西洋史論集』第18集、1990年、参照。
- 5 宗教改革(1536年)も血を流すこと無く平和裡に行なわれた。次の拙稿参照。「デンマーク宗教改革-1536-37年の出来事を中心に-」『北海道東海大学紀要(人文社会科学系)』第18号、2005年、29-48頁。
- 6 Geheimearchivets Aarsberetninger: Samling af Danske Kongers Haandfæstninger og andre lignende Acter, K. 1856-58 (R.1974), s. 126.
- 7 Olsen, Gunnar (Afsluttet af Finn Askgaard): Den unge enevælde 1660-1721, Politikens Danmarks historie, Bd. 8, K. 1985, s. 45.
- 8 その理由としてはつぎのような可能性が考えられる。①未発表の身分特権に期待していた、②回覧されていた文書には既に顧問会議メンバー全員の署名が成されていた、③後にノルウェーで行なったように身分制議会を召集して文書に署名させたのではなく、この絶対世襲政府文書のみを回覧したため、同一身分内で「反対」のための連帯が事実上不可能であった。
- 9 佐保吉一「デンマーク王の世襲問題(1661)」歴史学研究会(編)『世界史史料第5巻(ヨーロッパ世界の成立と膨張)』岩波書店、2007年、300-301頁。
- 10 1990年時点で効力を有しているのは、デンマーク法中の3-19-2、6-17-5、5-5-1、5-14-4、6-10-2などの条項である。
- 11 フレデリック7世(在位:1848-1863)は絶対王としては在位が僅か数ヶ月であるため、本稿では絶対王制後期の国王には含めていない。
- 12 これらの学校教育の試みが下地となって、1814年に義務教育制度が導入されたのである。
- 13 Engelstoft, Poul og Svend Dahl: Frederik IV, i Dansk Biografisk Leksikon VII, K.1935, s. 245.
- 14 Ibid., ss. 245-246.
- 15 カール12世の母親はクリスチャン5世の妹ウルリカ・エレオノーラ Ulrika Eleonora で、叔母にあたる。
- 16 建築については一定の関心を示し、のちのフレデリクスベア Frederiksberg 城建立やフレデンスボー Fredensborg 城では、イタリヤ様式が随所に見られる。
- 17 当時の中央行政組織には、官房(デンマーク官房とドイツ官房)、財務省、陸軍省、海軍省、最高裁、商務省があった。重要官庁は官房と財務省で、デンマーク官房は宗教・教育・法律など、デンマーク及び同君連合王国ノルウェーの内政一般を扱い、地方行政もここを通じてコントロールされた。一方ドイツ官房は主に王国内のドイツ語使用地域、特に公爵領に関することを扱うが、伝統的にデンマーク外交も担当してきた。財務省は絶対王制成立後最初に訓令を受けて設置され、王国の歳入と歳出の全ての業務にかかわり、その意味で地方行政機構とも繋がっていた。これらの組織の上に、国王の顧問機関として

の枢密院 Geheime konseilet がある。

- ¹⁸ Cf. Jespersen, Knud J. V.: Danmarks historie Bd. 3, Gyldendal, K. 1989, s. 94.
- ¹⁹ 北欧史では通常「大北方戦争 デンマーク語で Den Store Nordiske Krig」と呼ばれるが、世界史では「北方戦争」と呼ばれている。
- ²⁰ 国家から農地・住居を支給され、平時は農業を行ない、戦時には兵士として徴兵される制度。カール 11 世時代に導入され、対象者には国からは賃金と制服が与えられた。
- ²¹ Lomholt-Thomsen, Johs.: Kilder til Danmarks historie efter 1660 I, Historie-lærerforeningen, Gyldendal, K. 1973, ss. 34-37.
- ²² カール Karl は若くて未婚の農民階層の男子全体を指す。一般的には奉公人グループの男子で、自作農、小作農、小屋住み農民の息子達もその範疇にいた。農民の中では最も移動が多い。日本語では作男が一番近い。
- ²³ 軍隊における刑罰・体罰の一種で、罰を受ける者は二列に並んだ兵士の間を通り抜けるように強制される。兵士間を通り抜ける際には列に並んだ兵士より、棍棒や鞭で殴打される。
- ²⁴ 教練の教官である士官達には農民男子を厳しく叱責せず、易しく丁寧に扱うようにという伝達がなされていたほどである。Olsen, op.cit., ss. 390-391.
- ²⁵ Ibid., ss. 391-393.
- ²⁶ 法的には地主からの自由証明書 fribrev を取得すれば自由に移動できたが、地主はその発行を拒むことが多く、結果的に逃亡することになった。
- ²⁷ Fredericia, J.A.: Aktstykker til oplysning om Stavnsbaandets Historie, K. 1888/1973, s. 56.
- ²⁸ 土地緊縛制については次の拙稿を参照。「デンマークにおける農民支配 (18 世紀前半)」歴史学研究会 (編)『世界史史料第 6 巻 (ヨーロッパ近代社会の形成から帝国主義へ)』岩波書店、2007 年、359-360 頁。「デンマークにおける土地緊縛制廃止 (1788 年) について」飯田収治編『西洋世界の歴史像を求めて』関西学院大学出版会、2006 年、181-204 頁。
- ²⁹ 当時シェラン地方の教区では、埋葬者の 10 パーセントが巡回する乞食であったと言われている。Olsen, op.cit., s. 353.
- ³⁰ 勅令の条文は次のものを参照した。 <https://danmarkshistorien.dk/leksikon-og-kilder/vis/materiale/forordning-om-betlere-i-danmark-24-september-1708/>
- ³¹ コペンハーゲンを除く都市に貧民に関して Angaaende de Fattige i Kiøbstæderne i Danmark, Kiøbenhavn undtagen の条項。
- ³² コペンハーゲンを除く都市に貧民に関して Angaaende de Fattige i Kiøbstæderne i Danmark, Kiøbenhavn undtagen の条項。
- ³³ 農村の貧民に関する条項 Belangende de Fattige paa Landet には、教区に学校がない場合は、貧民調査官そして県知事の助手、監督 Biskop の助手が学校設置の努力をするよう促している (第 20 条)。
- ³⁴ Olsen, op. cit., s. 409.
- ³⁵ 旅行中のフレデリック 4 世に関しては次のようなエピソードがある。国王の留守中にロシア皇帝ピョートルはデンマークに有利な軍事同盟を提案したが交渉が進展しないため、業を煮やしたウィーン駐在ロシア公使がベニスに滞在中のフレデリック 4 世の元に出向いた。しかし、美女に囲まれたフレデリック 4 世は、交渉はコペンハーゲンで行うようにと述べたとのことである。Petersen, Kai: Danmarkshistoriens hvonår skete det, K. 1977, s. 220.
- なお、フレデリック 4 世はイタリア旅行中にも宮廷に使える女性 Charlotte Helene von Schindel と文通をしていた。帰国後、彼女は正式な愛人の扱いを受けるようになっている。Hvidt, Marie: Frederik IV -En letsindig alvorsmand, Gads Forlag, 2004, s. 31.
- また、国王は重婚の罪も犯している。一度目は 1703 年で、2 度目は 1712 年である。
- ³⁶ Cf. Jespersen, op.cit., s. 320.

主要参考文献主要参考文献 (発行地が København の場合は K. と略)

Brengsbo, Michael: Til venstre hånd -Danske kongers elskerinder, Gyldendal, K. 2010.

Cedergreen Bech, S.: Frederik IV, i Dansk Biografisk Leksikon IV, K. 1980.

Dehn-Nielsen, Henning: Frederik 4. -Tordenskiolds konge, Forlaget Sesam, K. 2001.

- Engelstoft, Poul og Svend Dahl: Frederik IV, i Dansk Biografisk Leksikon Bd. VII, K. 1935.
- Fredericia, J.A.: Aktstykker til Oplysning om Stavnsbaandets Historie, K. 1888/1973.
- Holm, Edvard: Danmark-Norges indre Historie under Enevælden fra 1660 til 1720 I-II, K. 1885-86.
- Holm, Edvard: Danmark-Norges Historie fra Den store nordiske Krigs Slutning til Rigernes Adskillelse : 1720-1814, K. 1891-1912.
- Hvidt, Marie: Frederik IV –En letsindig alvorsmand, Gads Forlag, K. 2004.
- Hvidtfeldt, Johan: Håndbog over danske lokalhistorikere, K. (Den Historisk Fællesforening), K. 1952-56.
- Jesperesen, Knud J.V.: Danmarks historie Bd.3, Gyldendal, K.1989.
- Jørgensen, Frank og Westrup, Morten: Dansk centraladministration i tiden indtil 1848, K. 1982.
- Jørgensen, Poul Johs.: Dansk Retshistorie, K. 1965.
- Kyhl, O: Den Landmilitære centraladministration 1600-1763, I-II, K. 1975-76.
- Lomholt-Thomsen, Johs. : Kilder til Danmarks historie efter 1660 I, Historie-lærerforeningen, Gyldendal, K. 1973.
- Nielsen, M.H.: Fattigvæsenet i Danmark 1536-1708, Aarboeg for dansk Kulturhistorie, K. 1897.
- Olden-Jørgensen, Sebastian: Christian Vs og Frederik IVs politisk testamenter, Historisk Tidsskrift, 96,2, 1996.
- Olsen, Gunnar (Afsluttet af Finn Askgaard): Den unge enevælde 1660-1721, Politikens Danmarks historie, Bd. 8, K. 1985.
- Petersen, E. Ladewig: Fra standssamfund til rangssamfund 1500-1700, Dansk socialhistorie III, K. 1980.
- Petersen, Kai: Danmarkshistoriens hvonår skete det, K. 1977.
- Rockstroh, K.C.: Udviklingen af den nationale Hær i Danmark i det 17. og 18.Aarhundrede, K. 1909-26.
- Schmidt, J.Boisen: Fra Danehof til Folketinget, K. 1963.
- Schmidt, J.Boisen: Studier over statshusholdningen i kong Frederik IVs regeringstid, K. 1967.
- Schou, J.H. m.fl. : Schous Forordninger I-XXII, K. 1777-1840.
- Scocozza, Benito: Danmarkshistoriens hvem, hvad og hvornår, K. 1996.
- Skrubbeltrang, Fridlev: Det danske Landbosamfund 1500-1800, K. 1978.
- Skipper, Jon Bloch: DANMARKSHISTORIENS ÅRSTAL, Historiske hus og Achehoug, K. 2001.
- Tamm, Ditlev (red.): Dansk retshistorie I, K. 1990.
- Tuxen, A.: Kong Frederik IVs personlige Indsats som Krigsherre i den store nordiske Krig, i Festskrift til Kr. Erslev, K. 1927.
- Worsaae, J.J.A. (udg.): Kong Christian Vs Testamenter som Tillæg til Kongeloven. K. 1860.